

会報

平成30年7月 NO.117

■第29回通常総会を開催	1
■会員の決算状況（平成30年3月期）について	5
■Financial Futuresニュース（平成30年4月～6月）	16

■第29回通常総会を開催

本協会の第29回通常総会が平成30年6月21日、KKRホテル東京において開催され、次の議案について、いずれも原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算の件

第2号議案 役員の選任の件

第3号議案 第29回通常総会議事録署名人2名選任の件

本通常総会では、来賓として金融庁より遠藤監督局長に出席を賜り、ご挨拶をいただきました。

なお、通常総会の終了後に同日開催された理事会において、会長、副会長及び専務理事の互選を行い、会長に藤原 弘治理事（株式会社みずほ銀行取締役頭取）、副会長に中田 誠司理事（大和証券株式会社代表取締役社長）、専務理事に細見 真理事が選定されました。



平成30年度の本協会の役員は、平成30年6月21日に開催された通常総会での選任により次のとおりとなりました。

平成30年度役員

(平成30年6月21日現在)

一般社団法人 金融先物取引業協会

理事（会長）	藤原弘治	株式会社みずほ銀行	取締役頭取
理事（副会長）	中田誠司	大和証券株式会社	代表取締役社長
理事	高島誠	株式会社三井住友銀行	頭取
理事	土井伸宏	株式会社京都銀行	取締役頭取
理事	橋本勝	三井住友信託銀行株式会社	取締役社長
理事	円山法昭	住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長
理事	楠雄治	楽天証券株式会社	代表取締役社長
理事	鬼頭弘泰	GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長
理事	荒川佳一朗	ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長
理事	松田邦夫	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
理事（専務理事）	細見真		
監事	高橋経一	公益財団法人金融情報システムセンター	常務理事

（会員代表者については会長、副会長、専務理事及び監事を除き会員番号順、敬称略。役職名は会員届による。）

平成30年度の本協会の業務委員会委員、同部会員及び自主規制委員会委員、同部会員は次のとおりとなりました。

(平成30年6月21日現在)

一般社団法人 金融先物取引業協会

<業務委員会>

(委員長)

株式会社みずほ銀行	常務執行役員	柴田利喜
(副委員長)		
大和証券株式会社	執行役員	白川香名
株式会社三井住友銀行	常務執行役員市場営業統括部長	小池正道
株式会社京都銀行	執行役員市場金融部長	山中善裕
三井住友信託銀行株式会社	執行役員	百瀬義徳
住信SBIネット銀行株式会社	取締役	木村紀義
楽天証券株式会社	常務執行役員FX事業本部長	永倉弘昭
GMOクリック証券株式会社	常務取締役	高野修次
ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長	荒川佳一朗
セントラル短資FX株式会社	取締役	須藤博史
協会	専務理事	細見真

<業務部会>

(部会長)

株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット業務部市場規制対応チーム次長	皆川高志
(副部会長)		
大和証券株式会社	ダイレクト企画部ビジネス企画課次長	野原寛
株式会社三井住友銀行	市場営業統括部グループ長	山本浩司
株式会社京都銀行	市場金融部次長	中尾威彦
三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部業務チーム長	俣野仁志
住信SBIネット銀行株式会社	執行役員受信・決済事業部長	野田典志
楽天証券株式会社	FX事業本部FXディーリング部長	久保井芳幸
GMOクリック証券株式会社	デリバティブ部長	及川昌弘
ワイジェイFX株式会社	執行役員	小西洋平
セントラル短資FX株式会社	事業部長	横森順之助
協会	統括役・事務局長	山崎哲夫

<自主規制委員会>

(委員長)

株式会社三井住友銀行
(副委員長)

野村證券株式会社
(副委員長)

株式会社SBI証券
株式会社京都銀行
三井住友信託銀行株式会社
パークレイズ銀行
マネックス証券株式会社
株式会社外為どっとコム
ゲインキャピタル・ジャパン株式会社
ヒロセ通商株式会社
株式会社FXトレード・フィナンシャル
東京大学大学院
筑波大学
協会

常務執行役員市場営業統括部長

執行役員業務管理本部副担当兼総務業務、
オペレーション担当

常務取締役
執行役員市場金融部長
執行役員
支店長
執行役員コーポレート管理部長
執行役員管理本部長
代表取締役
代表取締役社長
代表取締役社長
法学政治学研究科教授
ビジネスサイエンス系教授
専務理事

小池正道

矢野公司

齋藤岳樹
山中善裕
百瀬義徳
加島章雄
水野恵理子
木村洋
百瀬茂
細合俊一
鶴泰治
神作裕之
弥永真生
細見真

<自主規制部会>

(部会長)

株式会社三井住友銀行
(副部会長)

野村證券株式会社
(副部会長)

株式会社SBI証券
株式会社京都銀行
三井住友信託銀行株式会社
パークレイズ銀行
マネックス証券株式会社
株式会社外為どっとコム
ゲインキャピタル・ジャパン株式会社
ヒロセ通商株式会社
株式会社FXトレード・フィナンシャル
東京大学大学院
筑波大学
協会

市場営業統括部グループ長

コンプライアンス統括部商品管理課長

内部管理統括部コンプライアンス室課長
市場金融部次長
マーケット企画部業務チーム長
市場営業本部長
コーポレート管理部マネージャー
コンプライアンス部部長
コンプライアンス部長
取締役
取締役副社長
法学政治学研究科教授
ビジネスサイエンス系教授
業務部長

山本浩司

来村宗紀

坂西良太
中尾威彦
俣野仁志
大澤孝元
本郷絢也
沼部恭敬
小畑太
古草鉄也
小林彰彦
神作裕之
弥永真生
山崎哲夫

(委員長、副委員長、部会長、副部会長を除き会員番号順、敬称略。役職名は会員届による。)

会員の決算状況（平成30年3月期）について

調査部

本協会では、年2回、登録金融機関及び第二種金融商品取引業者を除く会員の決算（本決算及び中間決算）情報の一部を集計し公表を行っており、今回の結果は以下のとおりである。

[要約]

- ・集計対象会員全体の当期純損益合計額は449,654百万円（前年同期比27.81%減）となった。
- ・金融先物取引専門業者の当期純損益合計額は2,274百万円（前年同期比75.99%減）となり、9社（前年同期は14社）が当期純利益を計上した。
- ・集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は514.08%（前年同期比8.06%増）、金融先物取引専門業者における自己資本規制比率の単純平均値は679.84%（同15.35%増）となった。
- ・集計対象会員全体の純財産額合計は6,489,513百万円（前年同期比3.28%増）、金融先物取引専門業者の純財産額合計は61,153百万円（同24.9%減）となった。

はじめに

(1) 本記載における定義等

本協会の会員を金融商品取引業者として登録されており、日本証券業協会の協会員である会社を「証券会社」、「証券会社」以外で日本商品先物取引協会の会員を商品先物取引業者、上記以外の本協会が自主規制機関として所掌する金融商品取引を業として行う金融商品取引業者を金融先物取引専門業者として分類（但し、当該会員が本協会以外の上記の各協会に、本協会の会員になった後で新たに入会した場合

や金融先物取引業務以外の業務の比重が金融先物取引を上回る状況となるなどの個別の理由が考えられる場合には、当該会員の分類を変更することがある。）し捉えることとする。なお、平成30年3月期（当期）の報告につき、上記の分類を平成29年3月期（前期）より変更した会員は計1社（当該1社は「金融先物取引専門業者」より「証券会社」に分類を変更している。）である。

平成30年3月期（当期）とは、平成29年4月～平成30年3月迄の期間（事業年度（平成29年度）を平成29年4月～平成30年3月迄としていることと同義である。）のことであり、平成29年3月期（前期）とは、これを1ヵ年遡った同期間をいう。但し、平成26年金融商品取引法の改正により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から起算して一年を経過する日までとする（当該改正前は第一種金融商品取引業者の事業年度は4月1日から起算して一年を経過する日であった。）こととなっている。（以下、「平成26年金融商品取引法の改正による事業年度規制の見直し」という。）これに伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度の期間とする金融商品取引業者については、平成30年3月期（当期）に相当する期（同一の事業年度となるもの）をいうこととする。

(2) 集計対象とする決算情報

本協会の会員である第一種金融商品取引業者が金融庁長官・財務（支）局長宛に提出を行った決算状況表の写しを本協会へ提出しており、この提出書面の記載内容のうち、平成30年3月期（前（1）の下段

に記載した法改正に伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度として採用する金融商品取引業者については、平成30年3月期（当期）に相当する期（同一の事業年度となるもの）をいう。以下同じ。）及び平成29年3月期における「1. 経理の状況」の各科目の数値等を基に集計をした。但し、会員において各科目の数値等の算出が困難な場合等、何らかの理由により各科目における数値等が得られない場合は、その数値等は当該集計結果に含まない等の合理的な集計処理を行っている*。

以下の各表における割合((A)／(B)の列)は、その項目の平成29年3月期（前期）及び平成30年3月期（当期）の値が同数値ならば100%とし、各割合を表記している。

※平成26年金融商品取引法の改正による事業年度規制の見直しに伴い、当期における決算状況表の作

成につき、変則的な期間を採用している会員（例えば、従前の3月決算より12月決算に移行する会員が年度の起算日移行するため、当期は平成29年4月～平成29年12月の9か月間の変則的な期間を採用している会員をいう。）があり、本紙においては会員が当該変則的な期間に基づいて作成された提出内容を使用し集計している。

1. 集計対象会員全体の決算概況

(1) 集計対象会員

当期中に金融先物取引業の開始に伴い新規加入した会員及び金融先物取引業を停止又は廃止に伴い退会した会員があったことにより、集計対象会員数は前期と変わらずの計79社となった。内訳では金融先物取引専門業者は計1社の減少、商品先物取引業者は計1社の増加となった。

表1 集計対象会員数

区分	当期（平成30年3月期）	前期（平成29年3月期）
集計対象会員数	79	79
金融先物取引専門業者	20	21
証券会社	54	54
商品先物取引業者	5	4

(2) 損益状況

①営業損益

営業収益は3,415,974百万円（前年同期比2.96%増）となり、営業損益は、615,295百万円（同6.64%減）となった。営業損益を構成する科目の主な内訳は以下a.～d.のとおりである。

a. 受入手数料

受入手数料は、1,733,697百万円（同3.81%増）となった。

b. トレーディング損益

トレーディング損益は、904,306百万円（同11.28%減）となった。

c. 金融損益

金融収益が770,589百万円（同23.87%増）、金融費用が476,665百万円（同17.90%増）となり、この両方の科目を合計した金額（金融損益）は293,924百万円（同34.96%増）となった。

d. 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費（販管費）は、2,323,979百万円（同3.09%増）となった。

②営業外損益

営業外収益が26,736百万円（同3.24%減）、営業外費用が7,951百万円（同42.75%減）となり、この両方の科目を合計した金額（営業外損益）は18,785

百万円（同36.70%増）となった。

③特別損益

特別利益は21,477百万円（同86.49%減）及び特別損失は25,261百万円（同45.07%減）となり、この両方の科目を合計した金額（特別損益）は△3,784百万円（前年同期は112,988百万円）となった。

④当期純損益

当期純損益は449,654百万円（前年同期比27.82%減）となった。

(3) その他

①純財産額・自己資本規制比率

純財産額は6,489,513百万円（同3.28%増）、各集計対象会員の自己資本規制比率の値を合算し、集計対象会員数で除した集計対象会員の自己資本規制比率の単純平均値は514.08%（前年同期は475.72%）となった。

②常勤役職員数・営業所数

常勤役職員数は63,919人（前年同期比同7.33%増）、営業所数は1,070カ所（同3.38%増）となった。

③口座数

開設口座数は3,600万口座（同5.05%増）となった。

表2 決算状況総括表—全業者会員（合計）

（単位：百万円、口座：一口座、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	(A) / (B)
営業収益	3,415,974	3,317,801	102.96%
受入手数料	1,733,697	1,670,122	103.81%
トレーディング損益	904,306	1,019,332	88.72%
金融収益	770,589	622,072	123.87%
その他の営業収益	7,328	6,205	118.10%
金融費用	476,665	404,285	117.90%
純営業収益	2,939,286	2,913,485	100.89%
販売費・一般管理費	2,323,979	2,254,393	103.09%
営業損益	615,295	659,081	93.36%
営業外収益	26,736	27,631	96.76%
営業外費用	7,951	13,889	57.25%
経常損益	634,078	672,825	94.24%
特別利益	21,477	158,979	13.51%
特別損失	25,261	45,991	54.93%
税引前当期純損益	630,292	785,816	80.21%
法人税等	157,980	163,907	96.38%
法人税等調整額	22,629	△1,070	2314.86%
当期純損益	449,654	622,943	72.18%
自己資本規制比率	514.08	475.72	108.06%
純財産額	6,489,513	6,283,581	103.28%
常勤役職員数	63,919	59,551	107.33%
営業所数（本店を含む）	1,070	1,035	103.38%
開設口座数	36,000,805	34,270,298	105.05%

（注）自己資本規制比率は、各報告対象会員の値を報告対象会員数で除したものである。

2. 営業収入の内訳

有価証券に関連しない受入手数料は17,026百万円（前年同期比33.36%減）となり、受取手数料に占める割合は、0.98%（前年同期は1.53%）となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益は219,528百万円（同△48,407百万円）となり、トレーディング損益に占める割合は、24.28%（同△4.75%）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額は、236,554百万円（同△22,859百万円）となり、営業収益全体に占める割合は、6.92%（同△0.69%）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に

関連しないトレーディング損益のうち、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の占める割合は、それぞれ、11.02%、6.59%及び82.39%であった。

有価証券に関連しないトレーディング損益のうち店頭デリバティブ取引である外国為替証拠金取引（店頭外国為替証拠金取引）の割合は、41.90%となった。

さらにこの店頭外国為替証拠金取引の収益を100%（1）とした場合における内訳の割合は、外国為替取引が、99.65%となり、スワップポイントによる収益は0.34%となった。

金融収支の内訳においては、受取配当金が280,988百万円（前年同期比31.53%増）となった。

表3 受入手数料内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	1,733,697	1,670,122	103.81%
有価証券に関連しない受入手数料	17,026	25,548	66.64%
市場デリバティブ取引	8,249	12,040	68.51%
うち清算手数料	67	445	15.06%
外国市場デリバティブ取引	482	322	149.69%
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	8,295	13,186	62.91%

表4 トレーディング損益内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
トレーディング損益	904,306	1,019,332	88.72%
有価証券に関連しないトレーディング損益	219,528	△48,407	653.50%
市場デリバティブ取引	17,825	86,955	20.50%
外国市場デリバティブ取引	15,112	9,393	160.89%
店頭デリバティブ取引	186,591	△144,755	328.90%
外国為替証拠金取引	91,988	117,409	78.35%
うち外国為替取引	91,662	116,235	78.86%
うちスワップポイント	317	1,170	27.09%
通貨オプション取引	△24,056	△85,648	171.91%

表5 金融収支内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
金融収益	770,589	622,072	123.87%
信用取引収益	93,959	78,725	119.35%
現先取引収益	23,400	25,126	93.13%
有価証券貸借取引収益	259,479	212,054	122.36%
受取配当金	280,988	213,632	131.53%
受取債券利子	39,923	30,505	130.87%
収益分配金	8,787	6,532	134.52%
受取利息	51,092	41,015	124.57%
その他	12,896	14,420	89.43%
金融費用	476,665	404,285	117.90%
信用取引費用	17,068	14,535	117.43%
現先取引費用	140,637	96,079	146.38%
有価証券貸借取引費用	237,973	215,832	110.26%
支払債券利子	5,775	10,295	56.10%
支払利息	58,227	57,842	100.67%
その他	16,931	9,655	175.36%

3. 販売費・一般管理費の内訳

販売費・一般管理費（販管費）は、2,323,979百万円で（前年同期比3.09%増）となった。

販管費のうち、取引関係費は596,611百万円（同2.10%増）、人件費は826,237百万円（同2.57%増）、不動産関係費は190,323百万円（同0.92%減）及び事

務費は436,022百万円（同6.89%増）であり、販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合は、それぞれ25.67%（前年同期は25.92%）、35.55%（同35.73%）、8.19%（同8.52%）及び18.76%（同18.09%）となった。

人件費のうち、歩合外務員報酬が1,539百万円（前年同期比24.51%増）となった。

表6 販売費・一般管理費内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	2,323,979	2,254,393	103.09%
取引関係費	596,611	584,366	102.10%
支払手数料	355,237	352,554	100.76%
取引所・協会費	57,617	52,568	109.60%
通信・運搬費	84,879	82,188	103.27%
旅費・交通費	21,384	20,578	103.92%
広告宣伝費	68,607	67,907	101.03%
交際費	8,690	8,368	103.85%
人件費	826,237	805,540	102.57%
役員報酬	9,743	10,144	96.05%
従業員給与	460,790	458,203	100.56%
歩合外務員報酬	1,539	1,236	124.51%
その他の報酬・給与	52,974	50,745	104.39%
退職金	4,166	6,219	66.99%
福利厚生費	91,148	88,329	103.19%
賞与引当金繰入れ	160,065	148,989	107.43%
退職給付費用	30,579	30,418	100.53%
その他	15,055	11,078	135.90%
不動産関係費	190,323	192,092	99.08%
不動産費	130,055	131,750	98.71%
器具・備品等	60,238	60,311	99.88%
事務費	436,022	407,898	106.89%
事務委託費	427,122	398,721	107.12%
事務用品費	8,869	9,143	97.00%
減価償却費	96,588	89,084	108.42%
租税公課	50,359	48,060	104.78%
貸倒引当金繰入れ	532	210	253.33%
その他	127,078	126,923	100.12%

4. 金融先物取引専門者の決算状況

(1) 金融先物取引専門会員数及び外国為替証拠金取引の取扱会員数

平成30年3月31日時点で外国為替証拠金取引を取り扱う会員は計58社、金融先物取引専門者は計20社となった。また外国為替証拠金取引を取り扱う会員のうち、金融先物取引専門者の占める割合は32.76%となった。

金融先物取引専門者（計20社）のうち、計19社が外国為替証拠金取引を取り扱っている。外国為替証拠金取引を取り扱う金融先物取引専門者における外国為替証拠金取引につき、店頭取引及び取引所取引の別に区分した内訳では、計18社（全体比94.74%）の金融先物取引専門者が店頭外国為替証拠金取引を取り扱っており、取引所取引において外国為替証拠金取引（TFXのくりっく365）を取り扱う金融先物取引専門者は計3社（全体比15.79%）となった。

表7 外国為替証拠金取引取扱会員数

区分	平成30年3月期	平成29年3月期
金融先物取引専門者	20	21
うち外国為替証拠金取引取扱会員 a	19	20
外国為替証拠金取引取扱会員 b	58	57
a/b (%)	32.76%	35.09%

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

表8 外国為替証拠金取引の商品別取扱会員数（平成30年3月31日時点）

区分	店頭取引 (店頭外国為替証拠金取引)	取引所取引 (取引所外国為替証拠金取引)
		TFX 「くりっく365」
金融先物取引専門者	18	3
その他の外国為替証拠金取引取扱会員	28	18
合計	46	21

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

(2) 金融先物取引事業者の役職員数・営業所数

金融先物取引事業者の役職員数は569人（前年同期比114人（16.69%）減）となった。営業所数は23

ヵ所（同1営業所減）、1会員あたりの営業所数は1.15ヵ所（集計対象会員全体の1会員あたりの営業所数は13.54ヵ所）となった。

表9 金融先物取引事業者の常勤役職員数・営業所数

（単位：人、所、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引事業者の常勤役職員数	569	683	83.31%
金融先物取引事業者の営業所数	23	24	95.83%
集計対象会員全体の常勤役職員数	63,919	59,551	107.33%
集計対象会員全体の営業所数	1,070	1,035	103.38%

(3) 金融先物取引事業者の自己資本規制比率・純財産額

各金融先物取引事業者の自己資本規制比率の値を金融先物取引事業者数で除した金融先物取引事業者における自己資本規制比率の単純平均値は679.84%（前年同期比15.35%増）、集計対象会員における自

己資本規制比率の単純平均値は514.08%（同8.06%増）となった。

金融先物取引事業者の純財産額合計は61,153百万円（同24.9%減）、金融先物取引事業者の1社当たり単純平均純財産額は3,057百万円（同21.15%減）となった。

表10 金融先物取引事業者の自己資本規制比率・純財産額

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引事業者の平均自己資本規制比率	679.84%	589.39%	115.35%
金融先物取引事業者の純財産額合計	61,153	81,429	75.10%
金融先物取引事業者の平均純財産額	3,057	3,877	78.85%
集計対象会員全体の平均自己資本規制比率	514.08%	475.72%	108.06%
集計対象会員全体の純財産額合計	6,489,513	6,283,581	103.28%
集計対象会員全体の平均純財産額	82,145	79,539	103.28%

（注）この表に記載した平均とはそれぞれの該当会員数で除した単純平均である。

(4) 金融先物専門業者の損益状況

以下の表11は、各金融先物取引専門業者の営業収益、経常損益及び当期純損益を基準に増収増益、増収減益、減収増益及び減収減益に区分けして金融先物取引専門業者の損益分布を示し、表12にて主な勘定科目を金額で示した。但し、表11につき、上記の各基準に±0（変わらず）がある業者が存在する場合は、上記の4つの区分けには含まず、注記に記載している。

金融先物取引専門業者の営業収益は31,856百万円（前年同期比33.19%減）、5社が増収となり、営業損益は5,275百万円（同63.59%減）、6社が増益となった。

金融先物取引専門業者の当期純損益は2,274百万円（同75.99%減）となり、9社（前年同期は14社）が当期純利益を計上した。

金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費の合計金額は、26,333百万円（前年同期比19.86%減）となった。

表11 金融先物取引専門業者の損益分布

（単位：業者（会員）数）

区分	平成30年3月期	平成29年3月期	増減
金融先物取引専門業者数	20	21	△1
増収増益の業者	4	10	△6
増収減益の業者	1	3	△2
減収増益の業者	2	0	2
減収減益の業者	13	5	8
当期純利益を計上した業者	9	14	△5

（注）平成29年3月期に変わらず減益の業者が計2業者、変わらず増益の業者が計1業者あった。

表12 金融先物取引専門業者の損益状況

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
営業収益	31,856	47,681	66.81%
金融費用	247	329	75.08%
純営業収益	31,607	47,349	66.75%
販売費・一般管理費	26,333	32,860	80.14%
営業損益	5,275	14,486	36.41%
経常損益	5,362	14,450	37.11%
特別利益	28	152	18.42%
特別損失	641	428	149.77%
税引前当期純損益	4,747	14,174	33.49%
法人税等	2,398	4,247	56.46%
法人税等調整額	70	447	15.66%
当期純損益	2,274	9,470	24.01%

(5) 金融先物取引専門業者の営業収益構造

金融先物取引専門業者の受入手数料収入は1,737百万円（前年同期比4.82%減）であり、トレーディング損益は29,787百万円（同34.47%減）となった。金融先物取引専門業者の外国為替証拠金取引における収益合計は30,828百万円（同32.64%減）であり、集計対象会員の外国為替証拠金取引における収益合計

100,788百万円（同44.31%減）の30.59%を占めた。

金融先物取引専門業者の店頭外国為替証拠金取引における収益は30,328百万円（前年同期は45,448百万円）となり、金融先物取引専門業者の取引所取引の外国為替証拠金取引における収益は500百万円（同316百万円）となった。

表13 金融先物取引専門業者の営業収益構成

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期 (A)	平成29年3月期 (B)	(A) / (B)
受入手数料	1,737	1,825	95.18%
有価証券に関連しない受入手数料	1,466	1,361	107.71%
市場デリバティブ取引	500	316	158.23%
うち 清算手数料	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	966	1,045	92.44%
トレーディング損益	29,787	45,453	65.53%
有価証券に関連しないトレーディング損益	29,787	45,435	65.56%
市場デリバティブ取引	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
店頭デリバティブ取引	29,787	45,435	65.56%
外国為替証拠金取引	29,362	44,404	66.12%
うち外国為替取引	29,449	43,645	67.47%
うちスワップポイント	△89	756	△11.77%
通貨オプション取引	422	1,030	40.97%

表14 外国為替証拠金取引関連収益の構成

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期			平成29年3月期		
	金融先物取引専門業者 a	全会員 b	a / b (%)	金融先物取引専門業者 c	全会員 d	c / d (%)
外国為替証拠金取引収益合計	30,828	100,788	30.59%	45,764	180,993	25.28%
受取手数料	1,466	11,106	13.20%	1,360	10,947	12.42%
取引所取引	500	7,985	6.26%	316	6,565	4.81%
店頭取引	966	3,121	30.95%	1,044	4,382	23.82%
トレーディング損益	29,362	89,682	32.74%	44,404	170,046	26.11%
取引所取引	0	△2,306	200.00%	0	52,637	0.00%
店頭取引	29,362	91,988	31.92%	44,404	117,409	37.82%
外国為替取引	29,449	91,662	32.13%	43,645	116,235	37.55%
スワップポイント	△89	317	△28.08%	756	1,170	64.62%

(6) 金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費の状況

金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費（販管費）は26,333百万円（前年同期比19.86%減）となった。

販管費のうち、取引関係費は11,755百万円（前年同期比20.77%減）、人件費は4,892百万円（同19.23%減）、不動産関係費は2,547百万円（同12.01%増）及び事務費は2,242百万円（同4.39%減）であり、販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及

び事務費の占める割合はそれぞれ、44.64%（前年同期は45.15%）、18.58%（同18.43%）、9.67%（同6.92%）及び8.51%（同7.14%）となった。

取引関係費のうち、広告宣伝費が8,362百万円（前年同期比18.44%減）及び支払手数料が2,755百万円（同30.01%減）となり、人件費のうち、役員報酬は964百万円（同5.86%減）、従業員給与は2,780百万円（同18.4%減）及び退職給付費用は147百万円（同52.73%減）であった。

表15 金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費内訳

（単位：百万円、%）

区分	平成30年3月期（A）	平成29年3月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	26,333	32,860	80.14%
取引関係費	11,755	14,836	79.23%
支払手数料	2,755	3,936	69.99%
取引所・協会費	51	51	100.00%
通信・運搬費	360	379	94.99%
旅費・交通費	93	97	95.88%
広告宣伝費	8,362	10,252	81.56%
交際費	100	82	121.95%
人件費	4,892	6,057	80.77%
役員報酬	964	1,024	94.14%
従業員給与	2,780	3,407	81.60%
歩合外務員報酬	0	0	—
その他の報酬・給与	138	152	90.79%
退職金	8	17	47.06%
福利厚生費	465	524	88.74%
賞与引当金繰入れ	236	344	68.60%
退職給付費用	147	311	47.27%
その他	124	239	51.88%
不動産関係費	2,547	2,274	112.01%
不動産費	642	749	85.71%
器具・備品等	1,900	1,519	125.08%
事務費	2,242	2,345	95.61%
事務委託費	1,900	1,957	97.09%
事務用品費	338	383	88.25%
減価償却費	1,145	1,810	63.26%
租税公課	872	917	95.09%
貸倒引当金繰入れ	1	6	16.67%
その他	2,826	4,565	61.91%

FINANCIAL FUTURESニュース

(平成30年4月～6月)

1. フィリピンのFX、BloombergのFXGOを採用 (PR 4月2日)

フィリピン銀行協会 (BAP) は、USD/PHPのFXスポット取引と先物取引にBloombergの電子取引システムFXGOを採用し、BloombergをUSD/PHPのスポット参照レートの計算エージェントとして指名した。

2. FRBNY、SOFR等3ベンチマーク金利の公表を開始 (PR 4月3日)

ニューヨーク連邦準備銀行 (FRBNY) が(i)有担保翌日物調達金利 (SOFR、Secured Overnight Financing Rate) (又は、広義米国債レポ調達金利 (BTFR、broad Treasuries repo financing rate) (国債担保レポ金利))、(ii)三者一般担保金利 (TGCR、Triparty General Collateral Rate)、(iii)広義一般担保金利 (BGCR、Broad General Collateral Rate) の公表を今日から開始した。

3. ICEがシカゴ証券取引所を買収 (PR 4月5日)

インターコンチネンタル取引所 (ICE) がシカゴ証券取引所 (CHX) を買収することで合意した。手続き完了は2018年第2四半期の予定。CHXには、中国の投資家を買収を申し込んでいた。

4. 英FCA声明：仮想通貨デリバティブの販売には許可が必要 (PR 4月6日)

英金融行為機構 (FCA) は、仮想通貨デリバティブを販売する業者が許可を受けなければならない旨、声明を出した。FCAによれば、仮想通貨について、それらが他の規制された商品又はサービスの一部でない場合、現在FCAによって規制されていない。但し、仮想通貨デリバティブは、金融商品市場指令Ⅱ (MiFIDⅡ) に基づく規制上の目的においては、仮想通貨デリバティブが通貨又はコモディティであるとは認めないが、MiFIDⅡに基づく金融商品である能力がある。Initial Coin Offering (ICO) により発行される仮想通貨又はトークンを参照するデリバティブに関連する規制業務の提供にはFCAによる許可が必要な可能性がある。仮想通貨デリバティブには、仮想通貨先物、仮想通貨差額契約 (差金決済取引) 及び仮想通貨オプションを含む。

5. アルゼンチン証券取引所、B3の取引システムを導入 (PR 4月9日)

ブラジルB3とアルゼンチン証券取引所 (BYMA) は、BYMAがデリバティブ市場にB3のPUMA取引システムを導入することで調印した。

6. CME、SOFR先物の商品概要を会員通知 (Notice 4月11日)

シカゴ・マーカンタイル取引所 (CME) は、5月7日に取引を開始する3ヵ月SOFR先物 (SR3) と1ヵ月1SOFR先物 (SR1) の商品概要を通知した。取引時間：日曜日－金曜日5:00p.m.－4:00p.m.CT；取引単位：SR3－\$ 2,500×IMM Index (100から金利を引いた数値)、SR1－\$ 4,167×IMM Index (100から金利を引いた数値)；上場限月：SR3－期近の四半期月 (3、6、9、12月) の20限月、SR1－期近の7暦月；最小価格変動

幅：SR3－（取引最終日まで4ヵ月以内）0.0025（1枚あたり\$6.25に相当）、（それ以外）0.005（同\$12.50に相当）、SR1－0.005（同\$20.835に相当）；最終決済：SOFRに基づく差金決済。

7. SEC、内部告発報奨金210万ドル超を支払い（PR 4月12日）

米証券取引委員会（SEC）は、内部告発報奨金210万ドル超を支払った。2012年に制度が開始されて以来、これまで55人に2億6600万超を支払った。一方、内部告発により罰金約15億ドル支払い命令、不正利益7億4000万ドル超の返還命令が行われた。

8. Cboe、顧客に市場データ及び取引分析へのアクセスを提供（PR 4月13日）

シカゴ・オプション取引所（Cboe）のCboe DataShopは、顧客に市場データ及び取引分析へのアクセスを新しいAPIを通して提供する。

9. HKEX、Nasdaqの監視学習システムを配備（PR 4月16日）

香港取引所・清算会社（HKEX）は、Nasdaq SMARTS 市場監視の機械学習及び参加者リレーション開示のシステムを配備した。同システムを導入するのは、アジアで初めて。

10. 世界の2017年デリバティブの取引所取引金額、前年比0.2%減（PR 4月17日）

世界取引所連合（WFE）によれば、2017年のデリバティブ取引金額が250億ドル（前年比▲0.2%）であった。うち、先物が145億ドル、オプションが105億ドルであった。金利デリバティブの取引金額は、39億ドル（同13.1%増）で過去最大となった。株式、通貨、コモディティ、その他がそれぞれ前年比▲5.4%、同▲3.2%、同▲14.5%、同▲4.3%であった。

11. IFEU、SONIA（3ヵ月）先物を6月1日に上場（PR 4月18日）

ICE Futures Europe（IFEU）は、英ポンド無担保翌日物指数平均金利（SONIA）（3ヵ月）先物を6月1日に上場する。取引単位はGBP1,000,000、上場限月は3、6、9、12月の24限月、価格の表示方法は100から金利を引いた数値、最小価格変動幅は期近四半期月限月が0.0025（GBP6.25に相当）、他の限月が0.005（GBP12.50に相当）、取引最終日は次の四半期月限月の第3水曜日の前営業日、取引最終日の取引は18:00（ロンドン時間）まで、最終決済方法はEDSP（Exchange Delivery Settlement Price）に基づく差金決済、EDSP公表日は最終取引日の翌営業日、清算機関はICE Clear Europe。なおIFEUは、2018年12月1日にSONIA（1ヵ月）先物を上場したが、同年1月、2月、3月の出来高は、それぞれ0枚、0枚、500枚であった。

12. CFTC、バイナリー・オプションのビデオを作成・公表（PR 4月18日）

米商品先物取引委員会（CFTC）は、バイナリー・オプションの内側事情を調査したビデオ（The Truth Behind Binary Options Fraud Video Series）を作成・公表した。

13. Gemini、Nasdaqの市場監視システムを導入（PR 4月25日）

Gemini Trust Company, LLC（Gemini）^{*}は、ビットコイン（BTC）/USD、イーサリアム（ETH）/

USD、BTC/ETH等の全ての取引の監視、及びCboe先物取引所（CFE）で取引されるビットコイン先物（XBT）の決済価格決定に利用されるオークション・プロセス監視のため、Nasdaqの市場監視システム、Smarts Market Surveillanceを導入する。

※ 免許を受けたデジタル資産交換会社かつ証券保管機関で、ニューヨーク州金融サービス局（NYSDFS）の規制を受ける信託会社。会報第107号F.F.ニュース4（以下「会報第107号4のように表記」）、第114号32及び第115号52参照。

14. HKSFC、投資家補償制度強化を提案（PR 4月27日）

香港証券・先物委員会（HKSFC）は、投資家補償制度の強化に関する市中協議を行った。内容は、①補償額上限を債務不履行当たり、投資家当たり、現行の15万ドルから50万ドルに引き上げる、②本土－香港間株式接続に基づく北方向の取引をカバーする、③投資家補償基金課徴金の停止及び復元のきっかけとなる水準をそれぞれ現行の14億ドルから30億ドル及び同10億ドルから20億ドルに引き上げる（現在基金は約23億6000万ドルあり、復元のきっかけとはならないが、基金が提案の20億ドルより少なくなれば、復元しなければならない）。意見提出期限は6月27日。

15. IBA、EUのベンチマーク管理者に（PR 4月30日）

ICEベンチマーク管理会社（IBA）は、英FCAによるAuthorizationを受け、EUベンチマーク規則（BMR）に基づくベンチマーク管理者となった。IBAは、ICE LIBOR、LBMA金&銀価格及びICEスワップ・レートを管理する。

16. 他の銀行のトレーダーとのFX顧客情報共有でGoldmanに罰金（PR 5月1日）

米連邦準備制度（FRB）及びニューヨーク州金融サービス局（NYSDFS）は、連携して、Goldman Sachs（Goldman）に、そのトレーダーが、2008年から2013年に、特定の顧客が発注するFXについての秘密情報を、電子チャットルームを利用して、他の銀行のトレーダーと共有した行為が危険かつ不健全な行為であること、外国為替価格に不適切な影響を与える行為を行ったこと、また、Goldmanがその外国為替業務について有効な管理実施を怠ったことで、それぞれが5475万ドル（合計約1億1000万ドル）の罰金を課した。

（編集注） FRBは、2015年5月20日、主要6銀行（UBS、Barclays Bank、Citigroup、JPMorgan Chase、Royal Bank of Scotland及びBank of America）にFXの危険かつ不健全な取引について合計18億ドルの罰金を課しています。会報第112号13（BNP Paribas）、第114号12（ドイツ銀行）、同20（パークレイズ銀行）及び同79（HSBC）参照。

17. LCH、アジア通貨建て非受渡金利スワップを清算（5月2日）

ロンドン清算機関（LCH）は、中国元、韓国ウォン及びインドルピー建て非受渡金利スワップを初めて清算し、デリバティブの清算を21通貨に拡充した。

18. 世界のOTCデリバティブ取引残高2%減（PR 5月3日）

主要12カ国の約70の主要銀行を対象としたBISの調査によると、2017年12月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS^{*3}を含む。）は、532兆米ドル（2017年6月比▲1.9%）と減少し、市場価値で評価した総市場価額は、全体で、2007年以後最少の11.0兆米ドル（同▲13.6%）と減

少した。外国為替のうち、米ドルは85.8%（2017年6月は87.1%）、ユーロは32.5%（同31.5%）、円は17.0%（同16.8%）を、金利のうち、米ドル建ては36.7%（同36.5%）、ユーロ建ては28.6%（同29.1%）、円建ては9.1%（同9.4%）、英ポンド建ては8.8%（同8.4%）を占める。商品（コモディティ）取引残高は、1.9兆ドル（2017年6月比5.7%増）と増加した。店頭デリバティブ市場における中央清算は、金利では320兆ドル（同±0）で、中央清算の割合は75%（2017年6月77%）、CDSではそれぞれ5.1兆ドル（同4.9兆ドル）、55%（同51%）であった。

（編集注） 3年ごとの中央銀行による調査（会報第110号35参照）からのデータを取り入れて、店頭デリバティブ統計の全容を修正している。その他の数値が内訳項目に振り分けられ、各内訳項目の数値が増加している。

	（単位：10億米ドル）				
	2015年 12月末	2016年 6月末	2016年 12月末	2017年 6月末	2017年 12月末
全商品合計	492,707	552,925	482,422	542,439	531,912
うち外国為替	70,446	85,867	78,781	88,429	87,117
うち先渡し等 ^{※1}	36,331	47,738	44,226	51,754	50,847
スワップ ^{※2}	22,750	25,160	22,971	24,532	25,535
オプション	11,365	12,913	11,533	12,088	10,679
その他	—	56	50	55	56
金利	384,025	446,462	385,514	435,206	426,649
うちFRA	58,326	76,763	63,183	75,414	68,334
スワップ	288,634	334,144	289,103	321,813	318,871
オプション	37,065	35,407	32,823	37,641	39,112
その他	—	148	404	338	332
株式関連	7,141	6,761	6,253	6,964	6,570
商品（金等）	1,320	1,770	1,671	1,762	1,862
CDS ^{※3}	12,294	11,847	9,931	9,726	9,354
うち個別対象先	7,183	6,639	5,635	5,101	4,570
複数対象先	5,110	5,208	4,295	4,625	4,784
その他 ^{※4}	17,481	89	100	112	137

※1 Outright forwards and forex swaps

※2 Currency swaps

※3 Credit Default Swaps

※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。

19. ASIC、市場運営者の免許付与制度を改正（PR 5月4日）

オーストラリア証券・投資委員会（ASIC）は、市場免許付与（licensing）制度に関連する会社法改正を実施するため2017年3月に行われた法制度変更に対応して新アプローチを採用し、規制ガイド（RG）172（金融市場：国内及び海外市場運営者）を改正し、国内及び海外の金融市場の市場運営者の免許付与制度にリスクベース検証を適用してTier 1とTier 2の2層式構造の市場免許付与制度を導入する。RG172は、非効率性を減少させ、個別の事情に対応した規制制度を創り出し、専門化した新興金融市場の運営を支援する。Tier 1の市場は、オーストラリア経済又は金融システムの効率性及び完全性並びに投資家の信頼に重要な役割を果たし、Tier 2免許は、専門化した新興市場を含む広範な市場に役立つことが可能である。

20. HKSFC、インスタント・メッセージ使用に関する指針を規定（PR 5月4日）

香港証券・先物委員会（HKSF）は、顧客から注文を受ける際のインスタント・メッセージ・アプリケーション使用に関する指針を規定する旨、業者に向け通知した。顧客注文の記録、不正な口座アクセスやサイバー攻撃に対する防御等を規定する。

21. SOFR上場初日の出来高は3,257枚（PR 5月8日）

CMEにおけるSOFR上場初日は、1ヵ月物と3ヵ月物を合わせて50を超える業者による3,257枚の出来高があった。

22. CBOT、USD Eris金利スワップ先物を上場へ（PR 5月10日）

シカゴ商品取引所（CBOT）は、2018年第4四半期に、USD Eris金利スワップ先物を上場する。同先物は、すでにEris取引所で取引され、CMEで清算されており、既存の建玉はCMEグループに移管される。Eris先物は、同じCBOTのMacスワップ先物と並行して取引される。現在Eris取引所に上場されているのは、2、3、4、5、7、10、12、15、20及び30年物で、想定元本10万ドル、2017年の出来高は合計44万枚。

23. CMEGとCrypto Facilities Ltd、仮想通貨イーサのレート・指数を公表（PR 5月14日）

CMEグループ（CMEG）とCrypto Facilities Ltdは、イーサ・米ドル参照レート（イーサ参照レート）及びイーサ・米ドル・リアルタイム指数（イーサ・リアルタイム指数）の公表を今日から開始する。CMEG市場データ・プラットフォームにおける公表は、2018年6月4日から。イーサ参照レート及びイーサ・リアルタイム指数は、Kraken及びBitstampにおける取引に基づく。

（編集注） ビットコイン先物については、CMEGは、2017年12月18日に上場しています。

24. CME、3、6、9ヵ月のユーロドル・ミッドカーブ・オプションを上場（Notice 5月16日）

CMEは、2018年6月11日（取引日）に、3ヵ月ユーロドル・ミッドカーブ・オプション（3ヵ月EDMO）、6ヵ月ユーロドル・ミッドカーブ・オプション（6ヵ月EDMO）及び9ヵ月ユーロドル・ミッドカーブ・オプション（9ヵ月EDMO）を上場する。3ヵ月EDMOの原商品は、オプション期日に最も近い次の四半期月（3、6、9、12月）から3暦月後に期日となる先物、6ヵ月EDMOの原商品は、オプション期日に最も近い次の四半期月から6暦月後に期日となる先物、9ヵ月EDMOの原商品は、オプション期日に最も近い次の四半期月から9暦月後に期日となる先物。上場限月は、最も近い四半期月限月及び最も近い2シリアル月（四半期月でない月）限月。取引は、Globex電子取引及び立会場で行われる。それに権利行使されると特定されているCME 3ヵ月ユーロドル先物を除き、6ヵ月EDMOと9ヵ月EDMOは、既存のCMEユーロドル・ミッドカーブ・オプションの取引要項を映した（mirror）ものとなる。同様に、3ヵ月EDMOは、最小価格変動幅を除き、既存のCMEユーロドル・ミッドカーブ・オプションの取引要項を共通にする。最小価格変動幅は、0.05以下のプレミアムで取引される場合、0.0025（6.25ドルに相当）と、0.05を超えるプレミアムで取引される場合、0.005（12.50ドルに相当）とする。6ヵ月EDMOと9ヵ月EDMOの最小価格変動幅は、0.005（12.50ドルに相当）とする。全商品のキャビネット取引の最小価格変動幅は、0.0025。CMEは、従来から、1年、2年、3年、4年、5年のユーロドル・ミッドカーブ・オプションを上場している。

25. Cboe、米国企業債指数先物を上場へ (PR 5月16日)

Cboeは、米国企業債指数先物を上場する。同先物は、高利回りかつ投資適格債券指数の市場実績に基づく流動性のある債券の商品を提供することが予想される。

26. CFTC、NSEをPart 30免除対象に (PR 5月17日)

CFTCは、National Stock Exchange of India (NSE) を米国の顧客が外国先物市場に直接アクセスできるCFTC規則Part 30 (外国先物及び外国オプション取引) 免除^(編集注)の対象とする旨命令した。現在、南ア、欧州、アジア及びオーストラリアの12国・地域の129を超える外国ブローカーが米国先物顧客と直接取引することを認められている。

(編集注) 米国内に所在する会員及び他の参加者にその電子取引及び付合せシステムへの直接アクセスを提供しようとする外国取引所 (FBOT) は、CFTCに登録し、CFTC規則Part 48 (外国取引所の登録) に定める手続きにより登録命令を受けなければならない。但し、特定して登録要件を免除される場合を除く。CFTC規則第30.10条 (免除の申し立て) により、その所在する国において同等の規制の仕組みの対象である米国外に所在する者は、登録に関するCFTC規則を含むCFTC規則の適用の免除を求めることができる。

27. BBSWの新計算方法、今日開始 (PR 5月21日)

ASICとオーストラリア準備銀行 (RBA) は、今日開始された銀行手形スワップ金利 (BBSW) の新しい計算方法を歓迎した。BBSWは、豪ドルの主要な金利ベンチマークであり、多くの金利契約において、広く参照される。オーストラリア証券取引所 (ASX) が2017年1月1日以降、オーストラリア金融市場協会 (AFMA) に代わり、管理する。以前のBBSWは、最優良銀行証券の最良の執行可能ビッドとオファーから計算されたが、BBSWが計測される期間において取引量が少なかったことが主な懸念であった。新計算方法においては、ベンチマークは、より長い金利決定期間の市場取引から直接計算され、より多い参加者が関わる。すなわち、ベンチマークは、取引された価格で、実際にあった取引によって支えられる。

28. CFTC、ASX24をPart 48適用対象に (PR 5月22日)

CFTCは、米国の顧客がオーストラリア証券取引所 (ASX24) の取引基盤において直接アクセスできるようにするASX24の申請を認可した。ASX24は、CFTCに登録される外国取引所 (FBOT) であり、CFTC規則Part 48 (外国取引所の登録) により、米国の会員及び他の参加者が仲介者を通すことなく取引所で直接アクセスすることを認められる。FBOTは、CFTCに登録するため、本国の規制制度に基づいて法的に組織化され、関係規制と適切な監視の対象でなければならない。ASX24 (前シドニー先物取引所) は、これまでノーアクション免除に従って、米国の参加者に直接アクセスを提供してきたが、このノーアクション・レターは、CFTC規則第48.6条 (既存のノーアクション救済により直接アクセスを提供する外国取引所) の規定により、「ASX24命令」の発出により、自動的に取り消される。現在、12カ国の19FBOTが登録されている。

29. NFA、反資金洗浄規程整備要件遵守について会員通知 (PR 5月22日)

全米先物協会 (NFA) は、NFA法令遵守規則第2.9条 (監督) (c) の反資金洗浄 (AML) 規程整備要件を遵守しないFCM (Futures Commission Merchant) 及びIB (Introducing Broker) は、NFAの懲戒処分の対象となる旨、並びにFCMとIBは、①全ての役職員にAML方針と手続き、関係法令及びNFA指針につい

て研修しなければならないこと、②役職員による又は外部の有資格者による十分なAML規程の整備についての独立テストを実施すること、その結果を書面にしなければならず、かつ結果を上級経営者、内部監査委員会（又は部署）に報告し、間違いを正さなければならないこと、を会員に通知した。

30. CME、新店頭金利スワップ-SOFRの取扱いを会員通知（Notice 5月22日）

CMEは、次の店頭金利スワップを取り扱う旨、会員に通知した。①SOFR 翌日物金利スワップ（OIS）- SOFRを参照する固定／変動スワップ：(i)最長5年、(ii)変動金利参照：米ドル-SOFR-複利、(iii)休日カレンダー、②SOFR 対フェド・ファンド・ベースス・スワップ-SOFR対実質フェド・ファンド金利を参照する変動／変動スワップ：(i)最長5年、(ii)変動金利参照：米ドル-SOFR-複利、米ドル-フェド・ファンド-H.15-OIS-複利、(iii)休日カレンダー、③SOFR対米ドル-LIBORベースス・スワップ-SOFR対米ドル-LIBORを参照する変動／変動スワップ：(i)最長5年、(ii)変動金利参照：米ドル-SOFR-複利、米ドル-LIBOR-BBA、(iii)休日カレンダー。

31. トランプ大統領、ドッド・フランク法を緩和する法案に署名（PR 5月24日）

トランプ大統領は、超党派で上院・下院が可決した経済成長、規制緩和及び消費者保護法案に署名した。同法は、資産2500億ドル未満の銀行について、ドッド・フランク法に定める監視を緩和し、資産100億ドル未満の銀行をボルカー・ルールから適用除外とする。小規模銀行はまた、貸し手に関するより詳細なデータを報告させるドッド・フランク要件の適用除外とされる。（下記38参照）

32. 米英の中銀、LIBOR終了について注意喚起（PR 5月24日）

英中央銀行及びニューヨーク連邦準備銀行の総裁は、銀行及び規制者に対し、2021年のLIBOR終了に積極的に準備する必要があると注意喚起した。

33. EU一般データ保護規則を施行（PR 5月25日）

一般データ保護規則（GDPR、General Data Protection Regulations）が、従来のデータ保護指令（95/46/EC）を置き換えて、施行された（制定は2016年4月27日）。欧州連合（EU）及び欧州経済圏（EEA）内の全ての個人について、データ保護及びプライバシー保護を強化する。EU内で業務を行う全ての企業について、その所在地に関わらず、データ保護ルールを一元化する。個人データのEU域外への持ち出しも対象とする^{*1}。消去する権利（＝忘れられる権利）も規定されている（第17条（Right to erasure（‘right to be forgotten’））。情報が流出した場合は、それを知った時から72時間以内に下記DPAに通知しなければならない（第33条（Notification of a personal data breach to the supervisory authority））。罰則としては、①軽度の違反（例えば、記録の不整備、監視機関への通知義務違反又は影響検証義務違反）の場合、1000万ユーロ又は前会計年度の全世界の売上高の2%のうち、いずれか大きい方の罰金（第83条第4項）、②最も重大な違反（例えば、処理データへの十分な顧客の同意がない、又は設計概念によりプライバシーのコアに違反する）の場合、2000万ユーロ又は前会計年度の全世界の売上高の4%のうち、いずれか大きい方の罰金（第83条第5項及び第6項）が科される。EU加盟国ごとに独立した公的機関であるデータ保護機関（DPA、Data Protection Authority）^{*2}を設置し、データ保護法の適用を、その調査及び矯正権限により、監視する。

※1 EU域外への持ち出しは、十分な (adequate) データ保護体制を整備していると認められる国・地域 (現在、アンドラ、アルゼンチン、カナダ、ニュージーランド、スイス、米国 (プライバシー・シールド・フレームワークに限る) 等12国・地域が認められている。日本や韓国は、十分性について協議中 (日本は5月31日に実質合意) については認められる (第45条 (Transfers on the basis of an adequacy decision)) ほか、モデル契約を締結することでも域外国にデータを移管できる。

※2 英国はInformation Commissioner's Office (ICO)、フランスはCommission Nationale de l'informatique et des Libertés (CNIL)、ドイツはBundesbeauftragter für den Datenschutz und die Informationsfreiheit (BfDI)。

34. ICE、TMC Bonds買収に合意 (PR 5月29日)

ICEは、TMC Bonds LLCを現金6億8500万ドルで買収することで合意した。手続き完了は2018年第2四半期の予定。TMC Bondsは、地方債、企業債、国債、政府機関債及びCDなどにおいてclick-to-tradeやrequest-for-quoteなどの複数のプロトコルによる匿名取引をサポートする債券市場。

35. CME、USD/RMB先物の決済を差金決済に変更 (PR 5月29日)

CMEは、米ドル／オフショア中国元 (USD/RMB) 先物及びE-Micro米ドル／オフショア中国元 (USD/RMB) 先物の決済を従来の現物受渡決済から差金決済に変更する。差金決済レートは、CNY CNH HKとして報告される香港の財資市場公会 (TMA、Treasury Market Association) レート (TMA rate)。実施は取引日2018年6月11日。

36. SGX、インドの株価指数先物・オプション上場でNSEと法廷闘争 (PR 5月29日)

インドの取引所NSE (National Stock Exchange of India)、BSE (Bombay Stock Exchange) 及びMSE (Metropolitan Stock Exchange of India) は、外国の取引所に指数や証券価格のデータを提供する契約を取り消し、データ提供をやめることとした (会報第116号16参照)。SGXは、2018年8月前にSGX Nifty ファミリーの後継商品を上場することを公表した (会報第116号20参照)。SGXは、2018年5月23日以来ボンベイ高等裁判所で手続きを行ってきたが、NSEの子会社India Index Services and Products Limited (IISL) は、SGXが2018年4月11日に公表したSGXの新インド・デリバティブ商品の上場に対する仮差し止め命令を申請し、認められた。SGXは、2018年8月まで、SGX Nifty先物・オプションの上場を続け、新インド・デリバティブ商品の上場は延期することとした。

37. DBAG、GTXのECNを買収 (5月30日)

ドイツ取引所 (DBAG) は、GTXの電子通信ネットワーク (ECN) ビジネスをGAIN Capital Holdings Inc.から1億ドルで買収する。FXスポット取引へのアクセスを通して、外国為替ビジネスを強化する。GTXは、買収後、360TGTXに名称変更される。

38. FRB、ボルカー・ルール改正を提案 (PR 5月30日)

米FRBは、金融機関に高リスクの自己勘定取引やヘッジファンド所有を禁ずるボルカー・ルールを簡素化・柔軟化する次のような改正を提案した。①取引資産及び負債の規模に応じた法令遵守要件の柔軟化、②取引口座の定義の明確化、③マーケット・メーカー又は引受業務について内部リスク限度の明確化、④ヘッジ取引を自己勘定取引禁止の適用除外に適用される基準の簡素化、⑤ボルカー・ルールが外国銀行の外国業務に与

える影響に限度を設ける、⑥銀行が政府機関に提出しなければならない取引情報の簡素化。コメント提出期限は提案が官報に掲載されてから60日以内。(上記31参照)

39. 英金融オンブズマン、デリバティブに関する苦情が減少 (PR 5月31日)

英金融オンブズマンが2017/2018 (2017年4月1日から2018年3月31日) 年次報告書を公表し、デリバティブ(差額契約(差金決済取引)(CFD、contract for difference)及びスプレッド・ベット等)に関する苦情が402件(前年比44%減)、全体に対する割合は3%(前年は5%)に大きく減少した。

40. ASIC、外国金融サービス免許導入について市中協議 (PR 6月1日)

ASICは、オーストラリア金融サービス(AFS)免許制度を修正し、外国のサービス提供者がホールセール顧客相手にオーストラリアで金融サービス業務を行うことができる免許(外国AFS免許)を申請できるようにする提案を行った。現在は、ホールセール顧客向けにサービスを提供する外国のサービス提供者は、会社法に基づく一定の免許規定からのASIC免除に基づき、一定の状況において、AFS免許を保有する必要がない。意見の提出期限は、2018年7月31日。

41. ESMA、CFD及びバイナリー・オプションに関する最終商品介入対策を制定 (6月1日)

欧州証券・市場機構(ESMA)は、金融商品市場規則(MiFIR)(EU規則No.600/2014)第40条(ESMA臨時介入権限)に基づき、CFD及びバイナリー・オプションの販売に関する最終商品介入対策を制定した。

①バイナリー・オプションについては、2018年7月2日から一般投資家への販売が禁止される。②CFDについては、2018年8月1日から一般投資家への販売が制限される。この制限には、(i)建玉設定時のレバレッジ上限(主要な通貨ペアには30:1、主要でない通貨ペア、金及び主要な指数には20:1、金以外のコモディティ及び主要でない株価指数には10:1、個別株及び他の参照価値には5:1、仮想通貨には2:1)、(ii)口座ごとの証拠金不足(証拠金必要額の50%)時の強制建玉決済ルール、(iii)口座ごとの負の残高保護(損失の限度を保証)、(iv)CFD提供者による報奨(金)利用の禁止、及び(v)標準的な方法での業者特有のリスク(CFD提供者の一般投資家口座における損失の割合を含む)開示から構成される。MiFIR第40条は、ESMAに、3ヵ月ごとに臨時介入対策を導入する権限を付与する。ESMAは、3ヵ月終了前に、商品介入対策をレビューし、さらに3ヵ月間延長する必要があるかどうか検討する。(会報第116号7及び34を参照)

42. ESMA、臨時商品介入対策に関連するQ&Aを公表 (PR 6月1日)

ESMAは、MiFIR第40条に基づく一般投資家向けCFD及びバイナリー・オプションの販売(marketing、distribution or sale)に関する臨時商品介入対策に関するQ&Aを公表した。Q&Aは、①既存の商品、②支払い、③証拠金不足の際の反対売買保護、④総債務、⑤金銭上の利益、⑥バイナリー・オプション、⑦先物を参照するCFD、及び⑧保証ストップ・ロス注文に関連した実務上の質問に対する回答を提供する。(会報本号41参照)

43. CFTC、Societe Generaleに4億7500万ドルの支払いを命令 (PR 6月4日)

CFTCは、Societe Generale S.A.に、2006年から2012年に行われた米ドル、日本円及びユーロのLIBOR及

びEuriborの価格操縦、価格操縦未遂及び虚偽の報告、他の銀行のトレーダーとの助力・教唆について罰金4億7500万ドルの支払いを命じた。

44. CFTC、スワップディーラーの登録要件を緩和（PR 6月4日）

CFTCは、CFTC規則Part 49（スワップ・データ蓄積機関）のスワップ・データ・アクセス規定を改正し、ボルカー提案ルール（自己取引及びヘッジファンド等への投資の禁止・制限）を認可したほか、スワップ・ディーラー登録僅少除外要件を改正して、スワップディーラーの登録要件について、2019年12月まで、年間想定元本取引量を、既定どおり2018年12月31日に30億ドルに引き下げるのではなく、80億ドルに据え置く。

45. NFA、スワップ専門性要件プログラムを開発へ（PR 6月5日）

NFAは、スワップ業務に携わる個人向けにオンラインで学ぶ専門性要件プログラム（swaps proficiency requirements program）を開発する。2020年初めに公表する予定。

46. ASIC、金融ベンチマーク規則を制定・施行（PR 6月12日）

ASICは、金融ベンチマークについて包括的な規制制度を確立するベンチマーク規則^{※1}を公表した。ASICは、①一定の金融ベンチマークを重要である（significant）と宣言する、②重要なベンチマークの管理者について免許制度の導入をサポートする規則を作成する、③ASICが書面による通知により、重要なベンチマークの管理を継続させること、又は重要なベンチマークについて情報の提出を強制することができるようにする。オーストラリア経済における金融ベンチマークを金融ベンチマークに関するIOSCO原則に従わせることは重要であり、この規則は、欧州ベンチマーク規則等の海外の制度に基づく同等であることの検証を可能にすることが期待される。

※1 ①ASIC Corporations (Significant Financial Benchmarks) Instrument 2018/420^{※2}、②その説明書、③ASIC Financial Benchmark (Administration) Rules 2018、④その説明書、⑤Regulatory Guide 261 Licensing regime for financial benchmark administrators、⑥ASIC Financial Benchmark (Compelled) Rules 2018から構成される。

※2 (i) the Australian Bank Bill Swap Rate、(ii) the S&P/ASX 200 Index、(iii) the ASX Bond Futures Settlement Price、(iv) the Australian Interbank Overnight Cash Rate、(v) the Australian Consumer Price Indexを重要な金融ベンチマークと宣言。

47. CFTC、Swaps Reg Version 2.0について議論（PR 6月15日）

CFTCの委員長と主任エコノミストは、①スワップ中央取引相手（CCP）、②スワップ報告規則、③スワップ執行、④スワップ・ディーラー資本、及び⑤エンド・ユーザー除外の主要分野から構成されるホワイト・ペーパー、「スワップ規制第2.0版（Swaps Reg Version 2.0）」について議論した。

48. CMEG、12億ドルの無担保社債を発行（PR 6月15日）

CMEグループは、5億ドル、利率3.75%、償還2028年の無担保社債及び7億ドル、利率4.15%、償還2048年の無担保社債を発行する。調達した資金は、NEX Group plc買収に充てる。（会報第116号30、同35参照）

49. CFTC、ISDAFIXの価格操縦未遂でJPMCに罰金6500万ドル（PR 6月18日）

CFTCは、JPMorgan Chase Bank（JPMC）が、2007年から2012年に、米ドルISDAFIXベンチマークの

価格操縦を行おうとし、金利スワップの差金決済オプションのポジションからを含め、利益を得ようとしたとして罰金6500万ドルの支払いを命じた。

50. ISDA、INET Paperに関し声明 (PR 6月19日)

国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) は、新経済思考研究所 (INET、Institute for New Economic Thinking) が公表したPaperに関し、米国又は欧州において保証ベース又は非保証ベースで取引されるスワップは、透明性を高め、リスクを緩和させる清算、証拠金、資本及び他の要件の対象となる旨の声明を出した。

51. NYDFS、外国為替取引でDeutsche Bank AGに罰金2億500万ドル (PR 6月20日)

ニューヨーク州金融サービス局 (NYDFS) は、2007年から2012年に、外国為替取引において、オンラインのチャットルームで顧客情報を共有し、不適切に取引の連携を行ったこと、積極的に価格を歪めたこと及び顧客に誤解を与えたことが不法、危険かつ不健全な行為であるとしてDeutsche Bank AGに2億500万ドルの罰金を課した。

52. ESMA、LEIの猶予期間終了を2018年7月に (PR 6月20日)

ESMAは、取引主体識別子 (LEI) 使用のスムーズな導入のために、当初予定の2017年12月からの延期をこれ以上延期せず、MiFID II 臨時猶予期間を2018年7月に終わらせることとする旨確認した。

53. CMEG、価格精度を小数7桁から小数8～9桁へ向上 (Notice 6月20日)

CMEGは、価格精度の向上をサポートする端から端まで (end-to-end) のテクノロジーの変更を実施する。CMEGのシステムは、現在小数最大7桁をサポートするが、この変更後は、小数9桁までの商品が上場される可能性がある。2019年1月13日 (日) (取引日では1月14日 (月)) 実施で、2年米国債先物及び同スプレッドが1/32の1/8での取引をサポートするため、小数7桁から小数8桁に移行する。

54. Eurex Clearing、初めて米国業者を清算会員に (PR 6月25日)

Eurex Clearingは、INTL FC Stoneを上場デリバティブを清算する総合清算会員 (GCM) として追加した。初めての米国清算会員となる。これで、Eurex Clearingの清算会員数は約200、その国の数は、21になる。預託を受ける担保 (証拠金) 総額は500億ユーロを超え、1日当たりの取引金額は5000億ユーロを超え、取引所取引デリバティブの取引枚数の20%を超える割合の取引が米国市場からもたらされる。

55. ASIC、一般投資家向け店頭デリバティブ業務の改善を求める (PR 6月28日)

ASICは、一般投資家向け店頭デリバティブ業界に業務の改善を求めた。一般投資家向け店頭デリバティブ業者がオーストラリアで販売する商品は、バイナリー・オプション、外国為替証拠金取引及びCFDなど。最近行われた一般投資家向けデリバティブ業者を対象としたレビューでは、店頭デリバティブ業者が一般投資家に販売する商品には数多くのリスクが伴うことが認められた。また、一般投資家向け店頭デリバティブにおける顧客の損失は大きく、利益を上げていないトレーダーの割合は、バイナリー・オプションが80%、

CFDトレーダーが72%、外国為替証拠金取引が63%となっている。オーストラリアにおける一般投資家向け店頭デリバティブの年間取引金額は11兆ドル、投資家数は45万を超える。

56. CFTC、自主規制機関の規制上の負担緩和を提案（PR 6月28日）

CFTCは、CFTC規則第1.52条（自主規制機関（SRO）最少財務要件の制定及び監視）を改正し、SROが先物業者（FCM）の財務要件監視プログラムを実行する際の義務の簡素化を提案した。この提案は、規則を簡略化して負担と費用の軽減を図るプロジェクトKISS（Keep it Simple, Stupid）（「簡単にしろ、アホ」）の一環。（会報第113号22参照）

57. CME、USD/RMB先物及びE-Micro USD/RMB先物に免責条項ルールを採用（Notice 6月28日）

CMEは、米ドル／オフショア中国元（USD/RMB）先物及びE-Micro米ドル／オフショア中国元（USD/RMB）先物の最終決済価格（香港の財資市場公会（TMA、Treasury Market Association）レート（TMA rate））について、7月17日から、免責条項ルールを採用する。

58. CFTC、コモディティ先物価格の急な動きに関する調査報告書を公表（PR 6月29日）

CFTCは、コモディティ先物市場における価格の急激な動きに関する調査報告書を公表した。主な確認事実は、①急な価格の動きの頻度も激しさも、期間中、一環して増大しているとは認められないこと、②急な価格の動きは、ボラティリティ、市場のファンダメンタル及びニュースやデータの公表にリンクし、特に、この調査は、破壊的な価格の動きを引き起こす先物市場における弱さや壊れやすさの兆候ではないこと、③最も重要なことは、米国コモディティ先物市場は、大変に効率的であり、新しい情報をすぐに組み込み、価格発見プロセスをサポートし続けること、である。

PR : Press Release

- ・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
 - ・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
- Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒 101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 - 3

NBF 小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

